

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年1月31日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 訂正請求

請求人は、平成29年1月1日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、平成28年9月15日付け28人第108号保有個人情報開示決定通知書において開示した人事課職員がAを訪問した際のメモ（以下「本件メモ」という。）の日付について、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 処分の概要

実施機関は、本件訂正請求に対して、本件メモに記載された日付にAから内容の伝達を受けたことに間違いはないとして条例第26条第2項を根拠に本件処分を行い、平成29年1月31日付け28人第217号で請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、平成29年4月26日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が主張する平成28年3月22日に人事課職員がAを訪問した際のメモであるという「事実」について、客観的に事実であると承認する関係者が実施機関以外に誰一人存在せず、「事実」であることの証人も証拠も提示されていない

ため、否認する。

- (2) 28人第138号の保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）における文書を保有していない理由には、「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容は」「口頭受理であり、公文書の作成がなかった」と示されていたため、本件メモの日付の訂正を求めたが、実施機関から本件処分を受けた。実施機関は、その理由を「3月22日にAから内容の伝達を受けたことに間違いはないため訂正しない」としている。しかしながら、それらをすべて事実とするならば、「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容がわかるもの」が公文書として存在したのに「不開示決定（28人第138号）」の処分を受けたという矛盾が生じることになる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不訂正理由の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第26条第2項

本条は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正の請求をすることができるとし、又、実施機関は、当該訂正につき、法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当の理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならないとしたものである。

- (2) 不訂正決定の検討

本件メモの日付については、人事課がAを訪問した日付の記録であり、事実には誤りはなく、訂正しないことにつき正当な理由があることから、訂正は行わない。

- (3) 請求人の主張に対する意見

請求人が平成28年10月9日付けで行った「平成28年3月22日にAが人事課に伝えた内容がわかるもの」に係る保有個人情報開示請求に対しては、平成28年3月22日にAを訪問した際は、Aから人事課へは何の文書も渡されることはなく、又、伝えられた内容についての記録文書も作成しなかったことから、平成28年10月21日付け28人第138号において、請求人に「保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）」を通知した。

一方で、平成28年3月22日にAを訪問したことは事実であることから、本件訂正請求に対しては、「平成28年3月22日にAから内容の伝達を受けたことは間違いはない」として本件処分を行ったものである。

以上の事実により、何ら矛盾は生じていない。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、本件メモに記載された日付（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。請求人は、本件メモに記載された平成 28 年 3 月 22 日という日付について、請求人が A へ相談内容の伝達を許可したのは平成 28 年 3 月 29 日であるため、平成 28 年 3 月 29 日に受け付けた内容であることがわかるように日付を改訂するよう求めている。

これに対し、実施機関は、平成 28 年 3 月 22 日に A から内容の伝達を受けたことは間違いのないとして、不訂正の決定を行ったものである。

本件メモは、実施機関の意見陳述により確認したところ、A を訪問した際に、A から報告のあった内容を実施機関内部で伝達共有する目的で作成されたものであり、一つ一つ正確な発言や経過を記載し保存しておくために作成されたものではなく、また、実施機関がその時点までに把握していた情報等を総合的に斟酌して作成されたものである。

2 条例の規定について

条例第 26 条第 1 項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。)の請求をすることができる」と規定している。ここでいう「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の事実をいい、これらの情報は、客観的な正誤の判定が容易であることから、「事実でないと思料する」に限って訂正請求をすることができることとしたものである。

また、条例第 26 条第 2 項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。

なお、条例第 27 条第 2 項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない」と規定し、訂正請求者は、保有個人情報の内容が事実と合致していないこと、又は訂正請求者の主張する内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるようなものを提出又は提示しなければならないこととなっている。

3 訂正の要否について

- (1) 請求人は、本件メモに記載された平成 28 年 3 月 22 日という日付について、請求人が A へ相談内容の伝達を許可したのは平成 28 年 3 月 29 日であるから、平成 28 年 3 月 29 日に受け付けた内容であることがわかるように訂正すべきと主張しているが、実施機関は、本件メモの日付は、人事課が A を訪問した日付の記録であり、事実と誤りはないため、訂正しないと主張している。

この訂正請求の対象となっている日付については、実施機関側が記録したもの

であり、この事実について誤りがないかどうかについては、それを客観的に証明できるものがない限り、当審査会において判断できるものではない。

しかしながら、請求人は、条例第 27 条第 2 項で定める当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を実施機関に提出又は提示していない。また、請求人が反論書と同時に証拠書類として提出した資料について当審査会で見分したところ、これらの資料は、請求人が作成した資料や質問状、実施機関の回答書等であり、本件メモに記載された日付が事実でないと客観的に証明できるものとは認められなかった。

したがって、当該記載部分が事実ではないとは認められないので、実施機関が訂正しないことにつき正当な理由があると認められる。

- (2) また、請求人は、平成 28 年 10 月 21 日付け 28 人第 138 号における「平成 28 年 3 月 22 日に A が人事課に伝えた内容がわかるもの」に係る保有個人情報不開示決定（公文書不存在）の理由と本件処分の理由に矛盾があり、処分の理由が同時に存在し得ないと主張する。

この点について、本件訂正請求に至るまでの事実の経過をみると、請求人は、平成 28 年 9 月 15 日付け 28 人第 108 号により本件メモが開示された後に、平成 28 年 10 月 9 日付けで「平成 28 年 3 月 22 日に A が人事課に伝えた内容がわかるもの」に係る保有個人情報開示請求を行い、これに対し、実施機関は平成 28 年 10 月 21 日付け 28 人第 138 号により保有個人情報不開示決定（公文書不存在）を行ったものである。この保有個人情報不開示決定（公文書不存在）を行った理由として、実施機関は、平成 28 年 3 月 22 日に訪問した際には、A から人事課へは何の文書も渡されることはなく、又、すでに開示した本件メモ以外には、伝えられた内容についての記録文書を作成しなかったためであると説明しており、この説明に特段不自然、不合理な点は認められず、請求人の主張するような矛盾は生じないため、このことをもって本件メモの日付が事実と合致しないことを証明する根拠にはなり得ないものである。

したがって、請求人の主張は、本件処分の当否に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、訂正しないことにつき正当な理由があると認められるため、本件対象保有個人情報の訂正請求について不訂正とした決定は、妥当であると判断する。

4 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記第 1 のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 29 年 7 月 12 日	実施機関から諮問書を受理
平成 29 年 7 月 21 日	審査会（審査）
平成 29 年 8 月 28 日	審査会（審査）
平成 29 年 9 月 12 日	審査会（審査）
平成 29 年 10 月 4 日	審査会（審査）
平成 29 年 10 月 23 日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長職務代理者
小林 透	長崎大学大学院工学研究科教授	
長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活創造学科教授	